吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2022 年 2 月 24 日

東京瓦斯株式会社

2022 年 2 月 24 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長　内田　高史

当社は、2022 年 1 月 27 日付で当社の 100%子会社である東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が豊洲埠頭地区スマートエネルギーネットワーク事業に関する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行います。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

１．吸収分割契約の内容

2022 年 1 月 27 日付で当社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約は、別紙１のとおりです。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際して当社に対して一切の対価を交付いたしません。これは、吸収分割承継会社が当社の完全子会社であることから相当であると判断しております。また、吸収分割承継会社において資本金及び準備金の額は変動いたしません。

３．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収分割承継会社についての次に揚げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5．当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当社は、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得のための市場買付けを下記のとおり実施いたしました。

なお、下記買付期間中の買付けをもちまして、2021 年 4 月 28 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

記

① 買付けた株式の種類　当社普通株式
② 買付期間　2021 年 5 月 10 日～2021 年 5 月 18 日(約定ベース)
③ 買付けた株式の総数　1,439,500 株
④ 買付総額　3,299,881,550 円
⑤ 買付方法　東京証券取引所における市場買付

(2) 当社は、2021 年 5 月 19 日開催の取締役会において、当社 100%子会社である東京ガスｉネット株式会社（住所：東京都港区浜松町二丁目 3 番 1 号）が運営する自動検針・集中監視サービス事業に関する権利義務を当社に会社分割の方法により承継させることを決議し、2021 年 5 月 19 日付で、東京ガスｉネット株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とし、効力発生日を 2021 年 8 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。（以下「本吸収分割外分割①」といいます。）

なお、本吸収分割外分割①により当社が承継する資産、負債の項目及び金額（2021 年 3 月 31 日現在）は以下の通りです。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	95 百万円	固定負債	―
流動資産	8 百万円	流動負債	―
合計	103 百万円	合計	―

（注）上記の金額は、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となります。

(3) 当社は、2021 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社が営む一般ガス導管事業及びこれに附帯関連する事業に関する権利義務を当社の 100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号）に会社分割の方法によ

り承継させることを決議し、2021 年 4 月 28 日付で、当社を吸収分割会社、東京ガスネットワーク株式会社を吸収分割承継会社とし、効力発生日を 2022 年 4 月 1 日とする吸収分割契約を締結し、2021 年 6 月 29 日付け株主総会決議で承認を得ました。(以下「本吸収分割外分割②」といいます。)

なお、本吸収分割外分割②により当社が分割する資産、負債の項目及び金額 (2021 年 3 月 31 日現在) は以下の通りです。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	641,808 百万円	固定負債	3,132 百万円
流動資産	41,477 百万円	流動負債	48,625 百万円
合計	683,285 百万円	合計	51,757 百万円

(注) 上記の金額は、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

6．本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 2 兆 1,100 億円及び 1 兆 3,100 億円程度です。

本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ 54 億円程度及び 0 円です。

また、当社の 2021 年 3 月 31 日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対象表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,884 億円及び 1,088 億円程度です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ 54 億円程度及び 0 円です。

また、吸収分割承継会社の 2021 年 4 月 1 日から現在に至るまでの資産及び負債の額

に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙１　吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第１項第２号）

吸収分割契約書

東京瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第１条　甲は、本件分割により、甲が営む豊洲埠頭地区スマートエネルギーネットワーク事業（以下「本件事業」という。）に関する第４条第１項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号および住所）

第２条　本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1)　甲（吸収分割会社）

商号：東京瓦斯株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目５番 20 号

(2)　乙（吸収分割承継会社）

商号：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目２番３号

（効力発生日）

第３条　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年４月１日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（承継する権利義務等）

第４条　本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

２　前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

（本件分割の対価）

第５条　乙は、本件分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

（乙の資本金および準備金の額）

第６条　乙は、本件分割において資本金および準備金の額を増加しない。

（競業避止義務）

第７条　甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

（本契約の変更・解除）

第８条　本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第９条　本契約は、本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

（協議事項）

第10条　本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2022年1月27日

甲　東京都港区海岸一丁目５番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長　内田高史　印

乙　東京都港区海岸一丁目２番３号
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
代表取締役社長　小西康弘　印

（別紙）

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．承継する資産

（1）固定資産

①本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェアおよび本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）および投資その他の資産

②本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している有形固定資産および無形固定資産のうち、主として本件事業で利用しているもの。

（2）流動資産

本件事業に属する売掛金、未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2．承継する債務

（1）固定負債

本件事業に属する固定負債（但し、社債および借入金に関する固定負債を除く。）

（2）流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債（但し、社債および借入金に関する流動負債を除く。）

3．雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとする。

4．承継する契約上の地位および権利義務

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、売買、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1．および2．により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限るものとする。

（2）許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。

5．その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

別紙２　吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項　会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

第 19 期　計算書類

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

貸　借　対　照　表

（令和 3年3月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**38,799,252**	**流動負債**	**48,643,918**
現金及び預金	448,022	買掛金	644,195
受取手形	222,282	工事未払金	10,428,350
電子記録債権	222,602	リース債務	1,334,238
売掛金	12,340,852	未払金	16,910,160
完成工事未収入金	13,118,894	未払費用	174,360
商品	107,704	未払法人税等	903,728
未成工事支出金	1,391,958	前受金	1,644,091
貯蔵品	1,315,167	未成工事受入金	15,022,746
前払費用	572,742	預り金	144,479
未収入金	4,509,869	賞与引当金	1,005,478
短期貸付金	1,952,232	完成工事等補償引当金	92,378
その他流動資産	2,596,922	その他流動負債	339,709
固定資産	**149,604,550**	**固定負債**	**60,247,057**
有形固定資産	**112,900,176**	長期借入金	32,900,000
建物	12,653,579	リース債務	9,725,677
構築物	4,643,261	退職給付引当金	526,148
機械装置	76,427,539	事業撤退損失引当金	37,250
車両運搬具	0	長期未払金	16,984,519
工具器具備品	807,401	その他固定負債	73,462
土地	3,813,594		
リース資産	10,152,656		
建設仮勘定	4,402,145		
無形固定資産	**2,753,744**		
ソフトウェア	2,286,100		
ソフトウェア仮勘定	84,311	**負債合計**	**108,890,975**
リース資産	26,176		
その他無形固定資産	357,157	**純資産の部**	
投資その他の資産	**33,950,628**	**株主資本**	**79,460,258**
投資有価証券	429,327	**資本金**	**10,000,000**
関係会社株式	11,289,321	**資本剰余金**	**19,850,907**
関係会社出資金	579,973	資本準備金	19,850,860
長期貸付金	14,319,254	その他資本剰余金	47
長期前払費用	644,493	**利益剰余金**	**49,609,350**
差入敷金保証金	4,920,500	その他利益剰余金	49,609,350
繰延税金資産	1,767,757	特別償却準備金	146,778
		別途積立金	7,600,000
		繰越利益剰余金	41,862,572
		評価・換算差額等	**52,568**
		その他有価証券評価差額金	45,581
		繰延ヘッジ損益	6,987
		純資産合計	**79,512,827**
資産合計	**188,403,802**	**負債・純資産合計**	**188,403,802**

損　益　計　算　書

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで

（単位：千円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	**139,312,467**
売　　上　　原　　価	**123,260,155**
売　　上　　総　　利　　益	**16,052,312**
販　売　費　及　び　一　般　管　理　費	**10,113,193**
営　　業　　利　　益	**5,939,118**
営　　業　　外　　収　　益	**534,642**
受　　取　　利　　息	195,960
受　　取　　配　　当　　金	190,705
雑　　収　　入	147,976
営　　業　　外　　費　　用	**395,554**
支　　払　　利　　息	372,910
雑　　支　　出	22,644
経　　常　　利　　益	**6,078,206**
特　　別　　損　　失	**375,290**
減　　損　　損　　失	375,290
税　引　前　当　期　純　利　益	**5,702,915**
法人税、住民税及び事業税	1,255,671
法　人　税　等　調　整　額	43,973
当　　期　　純　　利　　益	**4,403,270**

株主資本等変動計算書

令和 2年4月1日から令和 3年3月31日まで

（単位：千円）

		株主資本									評価・換算差額等			純資産合計
		資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高		10,000,000	19,850,860	－	19,850,860	314,350	7,600,000	37,291,729	45,206,079	75,056,940	34,427	28,088	62,516	75,119,457
当期変動額	特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	▲167,572	－	167,572	－	－	－	－	－	－
	当期純利益	－	－	－	－	－	－	4,403,270	4,403,270	4,403,270	－	－	－	4,403,270
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	47	47	－	－	－	－	47	11,153	▲21,101	▲9,947	▲9,900
	当期変動額合計	－	－	47	47	▲167,572	－	4,570,843	4,403,270	4,403,318	11,153	▲21,101	▲9,947	4,393,370
当期末残高		10,000,000	19,850,860	47	19,850,907	146,778	7,600,000	41,862,572	49,609,350	79,460,258	45,581	6,987	52,568	79,512,827

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

・市場価格のあるもの

期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

（２）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブの評価は、時価法によっております。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっております。

②商品および貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

（４）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、のれんについては5年の定額法により償却を行っております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（５）引当金の計上基準

①賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込みのうち当期の負担額を計上しております。

②完成工事等補償引当金は、完成工事等に関する瑕疵担保及びアフターサービス等の支出に備えて、過去の実績を基礎とした見積補償額に基づいて計上しております。

③工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損

失見込額を計上しております。

④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤事業撤退損失引当金は、一部の地域冷暖房事業からの撤退決定に伴い、今後発生する損失見込額を計上しております。

（６）収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（７）ヘッジ会計の方法

ａ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理をおこなっております。

ｂ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象・・・外貨建取引（金銭債務および予定取引）

ｃ．ヘッジ方針

当社の内部規定であるリスク管理規則に基づき、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ｄ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

（８）消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（９）千円未満の端数は、切捨てて記載しております。

２．表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

①　項目名：減損損失

②　計上した金額：375,290千円

③　その他の情報：減損の判定には見積もりが使用されており、この見積もりには減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に影響を及ぼす可能性があります。

減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を基本としております。
資産または資産グループから得られる将来キャッシュフローを割り引いた現在価値算定における割引率は各年における最新の見積値を使用して計算された加重平均資本コストにより算出しております。
将来見積キャッシュフローは物件単位、拠点単位における将来見込みにもとづいており、過去の経験、市場データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しております。
また、減損の兆候が識別されたものの減損損失の認識に至らなかったものについて、来年度以降減損損失を認識する可能性があります。

4．貸借対照表

（1） 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	148,067,509千円
（2） 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	8,581,996 千円
短期金銭債務	17,980,763 千円
長期金銭債権	14,101,758千円
長期金銭債務	32,900,000千円
（3） 海外関係会社の金銭債務に対する保証債務	
バンコクスマートDCS 社	185,345千円

（4） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5．損益計算書

（1） 関係会社との取引	
営業取引による取引高	
売上高	29,670,667千円
仕入高	34,956,111千円
営業取引以外の取引高	
収益	199,704千円
費用	95,817千円

（2） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6．株主資本等変動計算書

（1） 事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式	500,001株

（2） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7．税効果会計

繰延税金資産の主な内容は、減価償却限度超過額、固定資産減損損失の否認等であります。
繰延税金負債の主な内容は、特別償却準備金であります。
なお評価性引当額は、495,707千円であります。

8．リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンサイトエネルギーサービスにおけるコージェネ

レーション設備等の一部の機械装置については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9．金融商品

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用についてはグループ内貸付等に限定し、また資金調達についてはグループ内借入もしくは銀行借入による方針です。デリバティブは、外国通貨建て契約の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、完成工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用状況を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

投資有価証券のうち非上場株式については、発行元の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況の把握を行っております。

貸付金は、グループ会社宛てに限定されております。

未払金、工事未払金は１年以内の支払期日です。

長期借入金、長期未払金は、主に設備投資に必要な資金を固定金利により調達したものです。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。

資金調達に関する流動性リスクについては、年度計画において資金繰計画を作成するとともに、その計画をもとに、グループ内借入の貸越枠を設定してリスク管理を行っております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)受取手形	222,282	222,282	－
(2)電子記録債権	222,602	222,602	－
(3)売掛金	12,340,852	12,340,852	－
(4)完成工事未収入金	13,118,894	13,118,894	－
(5)短期貸付金	1,952,232	1,952,232	－
(6)投資有価証券	429,327	429,327	－
(7)長期貸付金	14,319,254	16,095,899	1,776,644
(8)買掛金	(644,195)	(644,195)	－
(9)工事未払金	(10,428,350)	(10,428,350)	－
(10)短期リース債務	(1,334,238)	(1,334,238)	－
(11)未払金	(16,910,160)	(16,910,160)	－
(12)長期借入金	(32,900,000)	(33,326,960)	▲426,960
(13)長期リース債務	(9,725,677)	(9,725,677)	－

(14)長期未払金	(16,984,519)	(16,842,473)	142,046
(15)デリバティブ取引 その他流動資産	10,071	10,071	―

(*)負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

（注１）金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)売掛金、(2)完成工事未収入金及び(3)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5)長期貸付金

元利金の合計額を、期末時点の年限別想定発行利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)工事未払金、(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

元利金の合計額を、期末時点の年限別想定発行利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9)長期未払金

元利金の合計額を、期末時点での再契約想定利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10)デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち一年超	時価	当該時価の算定方法
繰延ヘッジ処理	為替予約（買建） 米ドル	長期ﾒﾝﾃﾅﾝｽ業務委託契約	20,956	－	10,071	取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券（非上場株式）（貸借対照表計上額310,263千円）、関係会社株式（貸借対照表計上額11,289,321千円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額579,973千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含まれておりません。

１０．関連当事者との取引

属性	名称	議決権割合	関係内容	取引の内容	取引金額（千円）	期末残高	
						科目	金額（千円）
親会社	東京ガス㈱	被所有100%	原料の調達等	原料の調達等（注２）	34,956,111	買掛金	395,984
						未払金	3,426,172
			工事の受注等	請負工事等の受注（注３）	17,913,453	完成工事未収入金	5,314,667
						未成工事受入金	2,945,386
親会社の子会社	東京ガスリース㈱	なし	ｶﾞｽ機器設備等のリース取引	リース資産の購入（注２）	2,850,827	ﾘｰｽ債務（流動）	809,326
				リース料金の支払（注２）	625,481	ﾘｰｽ債務（固定）	6,401,302
				リース資産の売却	1,853,186	未収入金	1,853,186
			ｶﾞｽ機器設備等の割賦取引	割賦資産の購入（注２）	3,736,116	未払金	1,716,056
				割賦代金の支払（注２）	1,949,432		
				利息の支払（注２）	139,919	長期未払金	11,078,000
				割賦資産の売却	2,066,676	未収入金	2,066,676
			動産保険	保険の還付	―	未収入金	463
親会社の子会社	東京ガス不動産㈱	なし	不動産の賃借	賃借料の支払（注２）	720,407	差入敷金保証金	3,049,417
子会社	新居浜ＬＮＧ㈱	所有直接50.1%	工事の受注等	資金の貸付（注2）	5,467,643	長期貸付金	14,101,758
				利息の受取（注2）	193,006		
				請負工事等の受注（注３）	8,071,411	完成工事未収入金	822,547
						未成工事受入金	11,213,220
				増資の引受（注４）	3,102,077	―	―

（注１）取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、市場金利等を勘案して一般的な取引と同様に決定しております。

（注３）受注等に関する価格その他の取引条件は、市場実勢価格等を勘案して当社が希望価格・条件を提示し、交渉の上で決定するか、競争入札等によります。

（注４）子会社が行った第三者割当増資を1株につき100円で引き受けたものであります。

１１.１株当たり情報

１株当たり純資産	159,025.33円
１株当たり当期純利益	8,806.52円

１２．固定資産の減損損失

(1)　資産のグルーピング方法

オンサイト・エネルギーサービス事業については投資意思決定単位毎、地域エネルギーサービス事業については個別地域エネルギーサービス事業毎、また将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別遊休資産毎を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

(2)　減損損失を認識した資産又は資産グループ

用　途	場　所	種　類	減損損失（千円）
ｵﾝｻｲﾄｴﾈﾙｷﾞｰｻｰﾋﾞｽ用設備他	栃木県那須塩原市他	機械装置等	375,290

(3)　減損損失に至った経緯

上記資産グループについて、当初想定した収益が見込まれなくなったことなどにより、投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失を認識しました。

(4)　回収可能額の算定方法

使用価値、割引率　４．４４％

１３．圧縮累計額

国庫補助金等による圧縮記帳額26,013,979千円が固定資産の取得価額から直接控除されております。

第 19 期　事業報告

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

事　業　報　告

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月 31日まで

Ⅰ．　会社の現況に関する事項

（1）　事業の経過およびその成果

当期の我が国の経済は、回復局面にある一方、新型コロナウィルス感染拡大が継続するなかで一定の経済活動抑制を余儀なくされ、緊急事態宣言・感染拡大による消費者行動の抑制等の影響による業績回復のばらつき等が、雇用・所得環境、消費に大きな影響を与えています。また、コロナ影響によるオンライン化、非接触化、ＤＸ関連投資増等、新たな生活様式への対応が加速しています。

そのような経済環境の中、国内エネルギー市場では、首都圏を中心とした競合他社との競争激化に加え、政府が表明した２０５０年までのカーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向けた動きが加速したことにより消費者意識に変化をもたらし、脱炭素ソリューションニーズの高まりへの対応が急務となり、また、デジタル化がより一層進展する等事業構造は大きく変化してきました。

このように取り巻く環境が大きく変化する中でも、当社は「ユーザーズ・ノウハウを駆使したエンジニアリングソリューションの提供」をさらに深化・拡大させ、国内外に積極的に提案をすることで、お客さまの最大価値の実現を目指し、事業を展開してまいりました。

各事業の活動成果は次の通りとなりました。

① オンサイトエネルギーサービス事業

東京ガス(株)関係各部との密接な連携のもと、積極的に営業活動を展開した結果、産業用分野において新たにＥＳＰ（エネルギー･サービス･プロバイダー）11 件、受託 7 件のサービスを開始し、また民生用分野においても新たにＥＳＰ7 件、受託 15 件、合計 40 件のサービスを開始し、年度末の累計のサービス件数は 759 件となっております。売上高は、原料価格低下により、前年同期に比べ 79 億 35 百万円減少し、652 億 54 百万円（前年同期比▲10.8%）となりました。

② 地域エネルギーサービス事業

今期の熱販売量は、緊急事態宣言等によるホテル・イベントホールほか集客型事業のお客さまの稼働減少影響を受け、売上高は前年同期に比べ 15 億 77 百万円減少し、194 億 3 百万円（前年同期比：▲7.5%）となりました。

③ 受注工事事業・メンテナンス事業

ＬＮＧ・プラント分野においては、東京ガス(株)殿の日立ＬＮＧ基地Ⅱ期ＬＮＧ貯槽建設他工事、新居浜ＬＮＧ(株)殿の新居浜ＬＮＧ基地建設工事、北海道ガス（株）殿の函館みなと工場製造設備増設工事、宮崎日機装（株）殿のクライオジェニックポンプ試験設備建設工事等の大型工事が順調に進捗し、売上高は前年同期に比べ 33 億 97 百万円増加し、249 億 37 百万円（前年同期比＋15.7%）となりました。

パイプライン分野につきましては、東京ガス(株)殿の茨城幹線ＳＴ工事が竣工した

ことにより、前年同期に比べ売上高は 13 億 44 百万円増加し 97 億 73 百万円（前年同期比＋15.9%）となりました。
海外事業分野においては大型の基本設計業務の完了により、前年同期に比べ売上高は 5 億 1 百万円増加し、12 億 71 百万円（前年同期比+65.2%）となりました。
エネルギー環境、土壌環境、ＣＧＳ受注・メンテナンス、マッピング等のその他の分野はＣＧＳ受注他が増加したことにより、売上高は前年同期より 57 億 54 百万円増加し 186 億 72 百万円（前年同期比＋44.5%）となりました。

以上の各事業の活動の結果、当事業年度の売上高は、前年同期より 14 億 83 百万円増加し、1,393 億 12 百万円（前年同期比＋1.0%）となりました。

一方、売上原価も、前年同期より 8 億 7 百万円増加し、1,232 億 60 百万円（前年同期比＋0.6%）となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同期に比べて 1 億 72 百万円減少し、101 億 13 百万円（前年同期比▲1.6%）となりました。

これらの結果、経常利益は、前年同期に比べ 11 億 8 百万円増加し、60 億 78 百万円（前年同期比＋22.3%）となりました。これに特別損失 3 億 75 百万円と、法人税等及び法人税等調整額を 12 億 99 百万円計上した結果、当期純利益は 44 億 3 百万円（前年同期比＋76.0%）となりました。

（２）　会社が対処すべき課題

新型コロナウィルス感染拡大による先行き不透明感が増すなか、２０５０年ＣＯ２ネットゼロ宣言以降の脱炭素化への急激な加速、持続可能な社会への意識の一層の高まりなど、取り巻く環境はかつてないほどのスピードで変わっていますが、この世の中の変化を正しく認識し、従来のやり方にとらわれることなく、社会やお客さまのニーズを的確にとらえ、あらゆる可能性にチャレンジしていくことが不可欠です。当社は、東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」で掲げた「３つの挑戦（Co2 ネット・ゼロをリード、価値共創のエコシステム構築、LNG バリューチェーンの変革)」に全力で挑み、ビジョンの実現に貢献するため、TGES20－22 中期経営計画に基づき、首都圏のお客さまのみならず、国内外のさまざまなお客さまに対して、エンジニアリングとソリューションの提供を「誰もできない、に挑む」のマインドをもって、積極的に行ってまいります。

具体的には、既存事業の着実な拡大・深耕を図りながら、新たな分野・商材へ挑戦し、日本全国・海外へエリアを広げるとともに、ＴＧＥＳの強みとなる、バンドルサービスの推進や、エネルギーサービスの付加価値メニューの拡充、また、社会的ニーズが高まっている低炭素社会の実現に取り組みます。また、業務効率化・省力化による低コスト体質への改善を進めるとともに、多様な働き方促進や、社員教育の充実を図り、社員の能力を最大限に活かすための仕組みを構築し、企業基盤を強化していきます。

① LNG プラント分野、パイプライン分野、エネルギーサービス分野等の既存事業の更なる深耕・拡大に注力します。
② 国内エリアでは、首都圏を主軸にしつつ、既存重点エリアである九州・長野・沖縄に加え、北海道に営業所を開設し、地元企業と連携を図りながら営業深耕していき、広範囲のお客さまにきめ細やかなサービスを提供できる体制を強化します。

③ 複数分野のエンジニアリングソリューションを組み合わせて、ワンストップで提供するバンドルサービスを、より深化・展開させていきます。
④ 新たな分野・商材では、Helionet Advance 等アドバンスシリーズの普及拡大とともに、電力商材、水処理サービスや再生可能エネルギー等を活用した事業領域の拡大等に取り組み、競合他社との差別化を図ります。
⑤ 海外エリアでは、進行中の海外プロジェクトの着実な推進と海外子会社・出資会社の支援、ならびに新たなプロジェクトの受注を目指します。
⑥ 主要戦略を支える基盤整備として、テレワーク下での業務フローの改革等の推進を含めた多様なワークスタイルの整備、人と組織を強くする人材育成プログラムの着実な実施、インフラ基盤の整備・活用等の取組みを通じて、会社全体の生産性向上・低コスト体質の強化を図ってまいります。

（３） 資金調達の状況

当事業年度の設備投資資金は、自己資金ならびに東京ガスグループ内からの調達により賄いました。

（４） 設備投資の状況

当該事業年度の設備投資総額は、162 億 92 百万円であります。

設備投資の主たる内容は、オンサイトエネルギーサービス事業 122 億 6 百万円、地域エネルギーサービス事業 12 億 7 百万円(新宿地域冷暖房センター)であります。

（５） 営業成績および財産の状況の推移

区　　分	平成 29 年度 第 16 期	平成 30 年度 第 17 期	平成 31 年度 第 18 期	令和 2 年度 第 19 期（当事業年度）
売　上　高	千円 116,998,857	千円 145,608,481	千円 137,828,497	千円 139,312,467
経　常　利　益	千円 2,747,007	千円 5,121,169	千円 4,969,489	千円 6,078,206
当　期　純　利　益	千円 1,417,190	千円 2,784,476	千円 2,501,683	千円 4,403,270
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 2,834.38	円 5,568.95	円 5,003.36	円 8,806.52
総　資　産	千円 152,641,203	千円 184,863,516	千円 185,784,477	千円 188,403,802

第 16 期（平成 29 年度）

第 16 期は、取り巻く環境変化の大きい中、当社は「ユーザーズ・ノウハウを駆使したエンジニアリングソリューションの提供」をさらに深化・拡大させ、事業を展開して参りました。売上高は 1,169 億 98 百万円、売上原価は 1,065 億 42 百万円、経常利益は 27 億 47 百万円となりました。

第 17 期（平成 30 年度）

第 17 期は、豪雨や地震などの自然災害に多く見舞われたこともあり、輸出や個人消費の伸びは抑えられましたが、設備投資は堅調な拡大を維持したことや、米国を中心とした好調な世界経済や、雇用・所得環境の改善等の下支えもあり、景気は大崩れすることなく、緩やかな拡大基調維持した影響もあり、売上高は 1,456 億 8 百万、売上原価は 1,325 億 84 百万、経常利益は 51 億 21 百万となりました。

第 18 期（平成 31 年度）

第 18 期は、米中の貿易摩擦等、世界経済の減速により外需は弱いものの、雇用や所得環境の改善による個人消費の増加等により内需は緩やかな回復を続けていましたが、度重なる暴風・豪雨等による自然災害や、消費増税後の個人消費の低迷、さらには、新型コロナウィルスの世界的な蔓延により、景気の減速や先行きの不透明感が高まった影響もあり、売上高は 1,378 億 28 百万円、売上原価は 1,224 億 52 百万円、経常利益は 49 億 69 百万とともに減少しました。

第 19 期（令和 2 年度）

当事業年度につきましては、前記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

（6） 主要な事業内容

① オンサイトエネルギーサービス事業
② 地域エネルギーサービス事業
③ 受注工事事業・メンテナンス事業
④ 液化天然ガス・パイプライン・情報処理に関するエンジニアリング事業

（7） 主要な営業所

名称		所在地
本社		東京都港区
地域エネルギー事業部	新宿地域冷暖房センター	東京都新宿区
	芝浦地域冷暖房センター	東京都港区
	幕張地域冷暖房センター	千葉県千葉市
	足柄ユーティリティサービスステーション	神奈川県南足柄市
カスタマー技術部	豊洲事業所	東京都江東区

※主要な営業所は正社員が10名以上常駐している営業所を記載しております。

（８）　従業員の状況

従　業　員　数（期末）	（前期末比増減）	平均年令	平均勤続年数
1,185　人	(+35)　人	47.4　歳	7.8　年

（注 1）　従業員数には、使用人兼務役員を含んでおります。

（９）　親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は東京ガス㈱であり、同社は当社の議決権を100%所有しております。

① 取引の内容

当社は、東京ガス㈱から都市ガスおよび蒸気を購入しています。また、東京ガス㈱に対し地域冷暖房冷温熱および電力を販売しています。更に、東京ガス㈱から建設工事を受注しています。

② 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

③ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

Ⅱ．　株式に関する事項

（１）会社が発行する株式の総数　2,000,000 株

（２）発行済株式の総数　500,001 株

（３）株主数　1 名

（４）株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
東京ガス（株）	株 500,001	% 100

Ⅲ.　会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（令和３年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当、他の法人等の代表状況および重要な兼職状況
代表取締役社長 社長執行役員	比　護　　隆	東京ガス㈱常務執行役員
代表取締役 副社長執行役員	上　田　英　志	
代表取締役 専務執行役員	髙　柳　雅　己	営業本部長
取締役 専務執行役員	南　　琢	企画本部長 ＴＧＥＳ　Ａｍｅｒｉｃａ　取締役
取締役 専務執行役員	岸 野　　洋 也	パイプライン本部長 水道マッピングシステム㈱ 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	中　尾　　孝	海外事業本部長 ＴＧＥＳ上海　董事長
取締役 常務執行役員	酒　井　達　能	エンジニアリング本部長
取締役 （非常勤）	高　橋　　稔	東京ガス㈱エネルギー企画部長
取締役 （非常勤）	奥 村　　栄 吾	東京ガス㈱海外事業企画部長
監査役	森 川　　健 太 郎	水道マッピングシステム㈱　監査役 ＴＧＥＳ上海　監事
監査役	櫻 井　　昭 一	

（注）　１．取締役の比護 隆、南 琢、中尾 孝、酒井 達能、高橋 稔、奥村栄吾は令和３年３月31日付で退任いたしました。
２．令和３年４月１日付で、小西 康弘、小倉 太郎、藤川 礼二郎、宮田 雅夫、平野 好治、川村俊雄、吉﨑浩司が取締役に就任いたしました。

Ⅳ　会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

Ⅴ　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。

② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「ＴＧＥＳ経営倫理委員会規則」に基づきＴＧＥＳ経営倫理委員会を設置する。

③ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。

④ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。

⑤ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。

⑥ 取締役の職務執行に対し、監査役は「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会決議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として３か月に１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会決議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、「経営幹部会規則」に基づき経営幹部会において審議する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規則」、「業務分掌規則」、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。

③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役会は、中長期経営戦略等の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度毎の部門別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

（４）リスク管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、当社のリスク管理を推進するために「リスク管理規則」を定めるとともに、ＴＧＥＳリスク管理委員会を設置する。また、当社の業務執行に係る重要リスクとして「ＴＧＥＳ重要リスク」を特定し、毎年見直す。

② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営幹部会もしくは取締役会に付議する。またデリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。

③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が実際に発生した場合には、「純粋リスク管理規則」等の非常事態対策関係諸規則に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。

（５）使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

① 社内各部門におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス推進者を設置する。さらに、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として設置されている「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」を周知する。

② 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。

③ 東京ガスが定めた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を定める。

（６）東京ガスグループの一員として業務の適正を確保するための体制

① 東京ガスが定めた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等を遵守し、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。

② 当社は、東京ガスが定める「子会社管理規則」に従う。

③ 子会社に対しても業務の適性を確保するための必要な体制の整備を求めるとともに、当社は子会社それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、子会社での活動状況について定期的に報告を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適性を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。

④ 東京ガスの管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると当社が認める場合には、東京ガスのコンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制をとり、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。

⑤ 東京ガスの監査に際して、監査役は東京ガス監査役および同監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を支援する。また当該監査結果を取締役会および代表取締役に報告する体制とする。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。

③ 監査役が、企画本部、会計監査人、東京ガス監査役および同監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

（８）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。取締役会にて積極的に発言をする機会を設けております。なお、取締役会の資料および議事録は、適切に保管されております。

② 経営倫理委員会、リスク管理委員会の充実を図り、リスクマネジメントについて検討し、リスク管理の強化に取り組んでおります。
③ 監査役は、取締役会、経営倫理委員会、リスク管理員会等の重要な会議へ出席し、また、会計監査人、東京ガス監査役および同監査部との情報交換を通じて、業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　工原義弘

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田村俊之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

私どもは、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第１９期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

私どもは、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営幹部会、各本部会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社

の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年６月７日

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

監　査　役　森川健太郎

監　査　役　櫻井昭一